

上尾市告示第107号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、上尾市都市整備部建設管理課において、令和8年3月31日から同年4月14日まで（ただし、日曜日及び土曜日並びに国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）における午前8時30分から午後5時までの間、一般の縦覧に供する。

令和8年3月31日

上尾市長 畠山 稔

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
31222号線	上尾市菅谷六丁目222番地先から 上尾市大字菅谷字西北通502番地先まで	令和8年3月31日